

第 174 話<分断の背景>の要約と参考資料

第 174 話<分断の背景>の要約と参考資料

土呂久公害患者の間には鉾山や行政に対する意見の違いがあり、健康被害の補償が問題になると、この亀裂は分断に発展しました。住友鉾との間で和解が成立後、鉾山会社、行政、支援組織など外からの影響力が消えて、和合の郷の再生が期待されることになりました。

第 174 話<分断の背景>の要約と参考資料

174-1 なぜ裁判に加わらなかったのか

1991年5月30日朝日新聞連載「捨てられた患者たち—土呂久公害の決算—<上>」より

「もっと人数を増やすことはできんですか。裁判をしなかった全員に、大なり小なりでも支給してくれるようお願いします。われらはだれからも面倒を見てもらってらんです」。小笠原徳一さんは、自分からみれば子供のような県職員に懇願した。73歳、「自主交渉の会」会長。(略) 小笠原さんを含め36人に行政からの救いの手は届かない。にもかかわらず、説明会場を出た小笠原さんは「県にすぎるだけです。私ら、基本的に行政を信じとります」というのだった。

(略) 自主交渉の会は、裁判をしなかった患者団体で、生存者57人。うち、公健法を受けているのは約3割。多くは、あっせんで住友鉾からもらった1人平均310万円の一時金以外に、何の補償もない。今回開かれた基準適用の道は、自主交渉派の人たちにより切実な問題だった。

(略) 新たに公健法の適用を受け、療養費を給付されることになった工藤ツタエさん(63)は自主交渉の会の一人。呼吸器系などに疾患がある。家に車がないので、土呂久の自宅から高千穂町中心部の病院へ、タクシーで通わねばならない。「裁判は時間と金がかかる。延岡や宮崎まで行かなければいけない。裁判なんてとても」という。「騒ぎたてるのは嫌いだからだよ」とも。

「操業しなかった会社を相手に勝てるかどうか、よく分からなかった。裁判が終われば、住友鉾からも何らかの面倒は見てもらえると聞いている」と小笠原さんはいう。「しかし、ずいぶん長い間、住友の人とは会ってりませんね」

1991年6月12日西日本新聞文化面

川原一之「知事あっせんの20年(上)」より

外部との連絡を絶った旅館で、夜遅くまで県の幹部が患者にあっせん受諾を迫った。4人は200万円と230万円の提示をのみ、「低すぎる」と抵抗した3人もそれをベースにし

た額で押し切られる。鶴江さんらは「患者の割れたのが県の思う壺だった」と悔やむ。「低額あっせんは不当」と土呂久の外へ向けて叫びをあげる。一方、あっせんに納得した4人は「円満解決」の約束通り、表舞台から姿を消した。この2筋の流れは1974年2月、別々の組織へ展開する。きっかけは、鶴江さんらの呼びかけに応えた支援者が「現代の棄民を救え！」と、被害者を守る会の結成へ動きだしたことだった。支援者に支えられた患者が土呂久鉦山公害被害者の会の旗をあげる。すかさず町がてこいれして、被害者の会に對抗する土呂久明進会をつくった。

「行政のやってくれることあ、みなわしらのためになると思うちよる。『お国のため』の教育が身についとるせいか、国や県に反対することできん」

この言葉に示されるとおり、明進会はよそ者を排除し、お上には従順な昔ながらの集まりである。それに対し、都市からの支援を受け入れた被害者の会には、行政に刃向かうことも辞さぬ能動的な患者が集まった。それだけ鉦毒に苦しめぬいた人たちである。

「土呂久被害者は、これまでの長い忍従の生活を、今日を限りに捨て去った」

宮崎地裁延岡支部の構内に晴れやかな声が響いた。(略) 県が、第5次認定患者のあっせんをしぶっていたときのこと。「私どものうち被害者を守る会員であった者は正式に脱退届を提出し、白紙の状態でいかなる干渉も受け入れません」。こんな誓約書を書いた37人が第5次認定患者同志会を結成、裁判に踏み切った患者を非難し、知事にあっせんを願いでた。低額であれすぐ手にできる一時金に、高齢の患者は心を動かされたのだ。

1991年6月13日西日本新聞文化面

川原一之「知事あっせんの20年(下)」より

(略) 責任も被害もあいまいにして、早期決着をめざしたあっせん案の最後にこうある。「こんごは名目のいかんを問わず、将来にわたり、一切の請求をしないものとする」。請求権放棄の条項である。

一審判決が近づいた1983年の夏、裁判を進めてきた被害者の会に對抗するように、新たな患者組織がつけられた。「判決で原告に上積みされるなら、わしらももらわにや……」。それまで行政まかせできた患者70余人が、土呂久鉦害補償自主交渉の会を結成する。規約に「住友鉦に慰謝料等あらためて考慮善処を要望し円満な解決をはかる」と掲げた。

(略) 住友鉦の控訴に抗議し本社前に座り込み、社長との交渉を潮に引き揚げた。協定を結ぶにいたらなかった原告以外の患者は、その年10月二陣訴訟を提起する。一方の自主交渉の会も代表を派遣。おだやかに住友鉦の幹部と会談したあと、まことしやかな話が流れた。「住友は、自主交渉の会にも裁判の組と同じ補償をすると一札入れたげな」。「他人のふんどしで相撲をとる」と揶揄されながら、自主交渉の会は裁判の結果を待った。

(最高裁の) 和解条項は、見舞金は「住友鉦の賠償義務を前提としていない」とし、知事あっせんについては一言も触れなかった。「原告と同じ補償を」と思っても、自主交渉の会員は、この和解の中になんの手がかりもみいだせない。「住友から取った一札」なる

ものは存在しなかった。(略)

先月 28 日、土呂久公民館は見捨てられた悲しみに染まった。行政が開いた扉はきわめて狭かった。あっせん患者 82 人のうち生存者 44 人。自主交渉の会員が 41 人をしめる。そのうち 34 人が「公健法適用せず」と宣告されたのである。300 万円のあっせん金はとっくに使い果たし、山奥土呂久から病院へ通うタクシー代さえまならぬ。「通院の費用くらいみてもらいたい」。公害患者の切実な声が、17 年の運動の歴史を一気に巻き戻した。それは「現代の棄民を救え！」と、支援者が初めて土呂久へ登ったとき聞いた訴えと同じなのだ。あのとき叫び声を挙げた患者は裁判を闘って成果をあげ、あのとき沈黙していた患者からいま悲鳴が聞こえる。あっせん患者全員が同等に救済されるまで、この先どのくらいの時間がかかるのか。 老いた患者に残された時間は短い。

175-2 被害者が語った分断の理由

1972 年～1992 年の新聞記事（宮崎大学土呂久歴史民俗資料室保管）より

1. 和合への期待

<地の文>

あっせんは土呂久の共同体にも影を落とした。訴訟に進んだ「土呂久鉦山公害被害者の会」とは別に「行政への信頼」を表明した「明進会」が 48 年春に発足。昨夏には同会メンバーを母体とした被害者たちが、住友金属鉦山との円満解決による補償上積みを目ざし「土呂久鉦害補償自主交渉の会」を結成した。被害者運動は分裂し、訴訟を軸に、患者救済の先頭に立ってきた「被害者の会」は今なお“少数派”なのだ。天岩戸の神話を生んだ高千穂町の北部にあり「かつて村八分は一人もいない」といわれるほど良き隣人関係を維持してきた土呂久。人口 250 人足らずのこのムラに生じた訴訟派と自主交渉派の微妙なミゾを、どこまで修復できるか——判決を迎える「生き残りたち」に新たな試練が待っている。(84 年 3 月毎日新聞「半世紀の決算」)

<土呂久の住民>

佐藤一二三さん「鉦山操業時代は、鉦山に働きに行っている住民と、行っていない住民の間では煙害のことでケンカばかり。鉦山がなくなって、やっと住民が仲ようになったと思ったら、こんどはあっせんのことや裁判をするの、せんので真っ二つじゃ。裁判も早う、丸くおさまればいいがの。勝った、負けたはもうたくせん」(81 年 10 月西日本連載「私と土呂久」)

浄土真宗泉福寺の講元の佐藤洋さん「ずっとこの村で生きていくには、あとにしこりが残ると支障がある。だから、何かあると前の分裂状態になるのでは、と村人は心配すつとですわ」「被害者みんなが平等に救済されたとき、もう一度昔のように平和なムラに戻るのではないか。勝訴こそ和合の出発点」(84 年 3 月宮日連載「谷間からの叫

び)

佐藤洋さんはよく、ムラの若手と焼酎を飲む。「知恵」と「農」を頼りにされる。そこで出てくる話は「このムラを経済的にどう安定させていくか」だという。土呂久はこの15年間で8戸減り、46戸に、「あと、10戸も減ったら、ムラが機能せん」という心配が強い。過疎に加え、高齢化。鉱害のことを別にすれば、どこの山村でも起きている悩みである。洋さんは言う。「オヤジたちは自分たちで裁判闘争に立ち上がり、自分たちでけりをつけた。ヒ素でやられた土呂久の自然が戻ったように、おれたちの代はムラの心を一つにしていくこと。心が一つにならないとムラは成り立っていかん」。あの日（地域振興資金の使い方をめぐって意見が対立した日）の公民館は新築され、モダンな建物に変わった。ステージの中央に「和合一致」の張り紙。土呂久の人たちの思いが表れている。（90年10月宮日連載「命ある限り」）

佐藤洋さん「私たちの世代は村がどんどん過疎になっていくのに危機感を持っている。おやじたちの代とは違って、訴訟したとか、せんというより、ヒ素で汚染された枯れ木に緑が戻っていったように、村が一つになるのを望むんですよ。昔のようになりますね」（89年12月宮日連載「命あるうち」）

公民館長の佐藤勝喜さん「公民館長は住民の推薦で決まる。選挙になるとむらが割れるから。もともと60歳前後の人がなっていたが、最近になって若手にもまかせてもらえるようになった」。現在2期目の佐藤勝喜さん（51）は「館長選び」に見せる住民の知恵を、そう言う。「もともと耕地が狭く、転作面積も少ないのだが、飼料用のトウモロコシ、大豆、換金作物のキクなど、農家は努力している。しかし、和合会以来の共同体意識はだんだんと薄れ、個人主義がはびこってきている」とも。和合会にひびきをつくったのも、土呂久公害だった。訴訟派の動きと並行して、非訴訟グループ「明進会」が結成され、むらは割れた。今でこそ訴訟を口にしないことで、むらは平静を保っているが、一度壊れかかった村落共同体の修復は難しい。（略）「土呂久産というだけで、マイナスのイメージが強い。町の人々が気軽に土呂久に上ってくれるようになれば」。勝喜さんの言葉に、土呂久のよみがえり、和合再生を期待する土呂久の人たちの姿が見えてくる。（掲載紙不明）

2. 亜ヒ酸鉱山が操業した時期

<土呂久の人>

証言・佐藤十市郎さん「亜ヒ焼きが始まる前は、造林や木炭製造をしたり、馬や牛の成育はよかったし、作物もよく実って生活しやすい所だった。今では農業より日かせぎや出かせぎが中心だ。もしも鉱山が再開すれば、働きに出る者がおるだろうし、離村した者は戻ってくるのではないか」（72年8月朝日連載「土呂久鉱山」）

証言・佐藤竹松さん「鉱山は意志の弱い人を引込んで、土呂久を2つに割ってしまう。

鉦山はなかった方がよかった。植林がとどこおるし、事業家のくることはもう望まない」（72年8月朝日連載「土呂久鉦山」）

3. 健康被害が問題化することについて

<賛成>

佐藤ミキさん「鉦害騒ぎが大きゅうなると、ヨメじよのもらい手がおらんようになるとか、米やお茶の売れ行きが落ちると心配して、これまであんまり被害のことはいわなかった。50年も前から反対してきて、なんもならんやったから、今さらいうてもつまるもんかとあきらめとった。それがこんなに早く認められて、本当のことが通る時代になったんじやと思うようになったとよ」（73年1月朝日連載「土呂久の新年」）

佐藤十蔵さん「亜ヒを焼きよったころは、土呂久全体でシイタケははえん、カボスとかウメは枯れるし、牛が死んだりたいへんな痛手をこうむった。みんなの考えが変わってきたようじゃから、これからはまとまって補償を要求せにやいかん」（73年1月朝日連載「土呂久の新年」）

<中立>

証言・佐藤金男さん「被害を訴える人は、昔、鉦山で働いて賃金を得たり、煙害料を受けていたではないか。当時は黙っていて、今さらなにを、という人もいる。企業がいると土地成金がでて初めの間はいい。だが、終わったあと残されるのは、病気の苦しさと地区民の仲たがいだ」（72年8月朝日連載「土呂久鉦山」）

4. 第1次認定と知事あつせん

<地の文章>

低額をのまねばならなかった裏には、患者が団結できない弱点もあった。7人の中には、戦後長崎から嫁に来た人や、皮膚疾患のほかこれといった病気のない人もいた。それらの人は「患者に認定されて恥ずかしい。鉦山がやまって10年になるし、補償はもらえんでもしかたない」との立場だった。が、補償を受けとったあと、佐藤シズ子さんは「黙っているばかりじゃいかん」と話すようになった。（73年1月朝日）

県外出身者のGさんは砒素中毒患者に認定されたことを「恥ずかしい」と語っていた（73年1月朝日）

5. 第5次知事あつせん

<あつせん希望>

あつせんを依頼した患者の一人、小笠原仁一さん「月2,3万円の年金では生活できず、裁判に訴えても判決まで何年かかるかわからない。県のあつせんで一時金をもらわざるをえない」（76年5月1日朝日）

<あっせん受諾後>

佐藤アヤさん「あっせんを拒否したからといって、裁判までする気はない。これをのまなければ、どうにもならない、といわれて……。でも、満足しているわけではない。補償額を積み上げてほしい」(76年10月朝日)

患者たちは、ひざの上で封をそっと開き、のぞき込んだ。「もともと白紙で県に頼んでいたのだから、なにもいいません。ただ、決して満足できる額ではない」(76年10月朝日)

6. 喜右衛門屋敷取り壊し

<取り壊し>

所有者の丸岡忠孝さん「死に絶えた家として騒がれ、迷惑している。もう、いやな思い出を忘れたい。(第5次知事あっせんで) 補償金をもらったのを機会に、金もできたので、(喜右衛門屋敷を) 壊すことに決めた」(76年11月朝日)

<取り壊し反対>

佐藤ミキさん「会社や県に取り壊すようにいわれたのではないか。亜ヒ焼きがまはすでなくなっており、喜右衛門屋敷は、最後に残された鉱毒被害の“生き証人”だったのに」(76年11月朝日)

7. 土呂久公害告発10年

<地の文>

被害者の会の姿勢が行政や住友金属鉱山との闘いならば、明進会の方はあくまでも「お上」を信頼し、その「恩義」にすがっていく姿勢である。(1981年9月宮日連載「患者たちはいま」)

<訴訟派>

佐藤慎市さん「先祖代々の百姓で、家も鉱山から山一つ離れている。それなのに、ヒ素を含んだ空気と水にやられたんです。裁判に勝って、何としてもかたきを討ちたい」「土呂久の土となる決心ができました。裁判のあとは、公害のない平和な土呂久の再生に全力をあげたい。それが生きる権利さえ奪われた被害者たちの、人権回復につながると思います」(81年10月朝日連載「10年目の再出発」)

被害者の会会長で原告団長の佐藤数夫さん。土地の有力者や町議は「土呂久、土呂久と騒ぐと、唯一の現金収入源の茶やシイタケも売れんようになる。第一、土呂久に嫁に来るモンもおらんようになるわ」と説得したという。「ヨメに来るも来んもない。私しゃ、この業病のために、とうとう嫁にも行けんじゃったがの」と数夫さんの義妹ミキさんはつき出すように言う。(81年10月西日本)

佐藤数夫さん「私たちはね、当初裁判やる気なんか、毛頭なかった。だが、200万円や300万円の金で、過去の言語に絶する苦しみ、これから先のイバラの一生を、どうして売れますか。一時金でなく“公害健康被害補償法”による末長い補償を選択しようとしても、それが何級になって、月額いくらいくらになるかも、県は全く説明してくれない。そして“早く判をつけ”の一点張り。いうならば、県に仕掛けられて、裁判に持ち込まざるを得なくなったんです」「土呂久の悲惨さを、再び企業に繰り返させてはならぬ。企業べったりの県に鉄ついを下し、全国の休廃止鉱山の、埋もれた公害を掘り起こすためにも、法廷で争う道を選んだのは正しかった」(81年10月西日本連載「私と土呂久」)

<行政を信頼>

明進会副会長の佐藤栄志さん「土呂久は鉱毒の塊。毒の中に座っちょとですよ。鉱山に生活させちもらって、こういう世の中に変わり、350万円の補償金をもらったのは不幸中の幸い。物の言える人はがんばって物を言えればいいですよ。しかし、時の將軍には逆らえません。行政を信頼していくなら行政にあんまりなことは申し上げられません。裁判をやとらす人たちは信念に基づいてやとらす。どうして、そんなことを始めたかわからなかったが、いまではがんばってほしいと思う。裁判が勝つかどうか、わしらにはわかりません。きれいごとを言うつもりはありませんが、あっせんで今後いっさい請求しません——と誓約したんで、これが守れんかったら誓約書じゃありません。しかし、裁判の結果を受けて、法改正とかなんかがあって、補償は間違っていた、少しずつでも上積みしよう——ということになれば、いりませんとはいいません」(1981年9月宮日連載「患者たちはいま」)

明進会副会長の佐藤栄志さん「金山師、特に採鉱夫は花形やった。昔は麦やトウキビめしだったが、鉱山あって白めしを食えた。住友金属鉱山？ えらいことをしてくれたとは思いますが……。当時としてはもちつもたれつでやむを得るところもあるんじゃ。行政に頼らずに、わしらに何ができる」(81年11月読売連載「恨み歌」)

公民館長の佐藤来さん「あん人たち(原告)の気持ちはわかる。じゃが本当なら、もう騒いでもらいとうなかとよね」(81年10月朝日連載「10年目の再出発」)

8. 自主交渉の会結成と1陣一審判決

<自主交渉の会>

ある会員「判決を間近にして、今さら被害者の会には入れない。ただ、私たちがもらった補償金は低かったので、判決で上積みがされれば、泣き寝入りせず、自分たちも上積みを要求する」(83年9月朝日)

<原告・遺族>

鶴野キミエさん「裁判に勝つまでは死にきれんと言いながら、主人もばあちゃんも逝ってしもうた」「(夫秀男は) 小学校出の百姓が大学出にだまされた、と言いつけ、裁判だけにかけていました」(84年3月毎日「半世紀の決算」)

松村静子さん「後の人のためになるなら、と親族の反対を押し切って解剖にも応じました。夫のうらみを晴らしたい」(84年3月毎日「半世紀の決算」)

佐藤ミキさん「田舎もんが裁判なんち大げさなことをしでかしてどうなるもんか、村の人のためにならんかったら首でもくくらにやならん、と思ひ悩むことばかりです。でも土呂久の実態を知ってもらいたい一心。次々に死んだ仲間のためにも絶対負けられん」(84年3月毎日「半世紀の決算」)

9. 2 陣一審判決

<住民>

公民館長の佐藤勝喜さん「観光など産業を興す必要性は、酒の場では話題になるが、議論になりにくい。村の中がばらばらな今、意思統一などは無理です」(90年3月朝日連載「春は来るか 土呂久」)

佐藤洋さん「まず、裁判で勝つこと。そして、非訴訟派もろとも救済されて、初めて、みんなで土呂久の将来について同じ土俵に立ち、話し合うことができるのです」(90年3月朝日連載「春は来るか 土呂久」)

<原告・遺族>

被害者の会の会員「小さな村。他人が気になるのは当然です。知事のあっせんで解決金を受けた家にも、いやがらせが絶えなかった。今も、どの家に住友が行ったとか行かないとか、物をもらったとか……疑心暗鬼になり、近所同士、しっくりいかない」(90年3月朝日連載「春は来るか 土呂久」)

<自主交渉の会>

自主交渉の会世話人の小笠原徳一さん「会いたいといえば、住友鉦の担当者がすぐ来る」という。「私は鉦山での勤務歴がある。鉦山が地域の経済を支えたのは事実。単に鉦山を責めるのはどうか」「知事あっせんや公健法である程度決着はついたと思ひ、訴訟に乗らなかつた」(90年3月24日朝日連載「春は来るか 土呂久」)

10. 最高裁和解

<被害者の会>

佐藤トネさん：今年の春、和解が始まる前にトネさん(68)の自宅にひょっこり徳一さん(72)がやってきた。「いつまでもいがみあわんで、力を合わせて早く解決しよ

う」という。(略) もう2人は何年も口を利いていない。徳一さんの申し出に、トネさんは戸惑い、返事をしなかった。「だって裁判する時、力を合わせてやっていこうと頭を下げたのはこっちの方。今まで、あの人たちがやってきたのは訴訟グループのじゃまばかり。真意がわかりません」(90年10月宮日連載「命あるうち」)

佐藤直さん「私たちが提訴する時『お上に逆らうとロクなことはない』と断り続けた人たち。自主交渉は他人のふんどしで相撲をとるのと同じ」(90年10月宮日連載「命あるうちに」)

<自主交渉の会>

事務局長の黒木米男さん「裁判の決着がつけば、私たちの補償についても話し合う、と住友は約束している。しかし、法律の素人の自分たちだけで解決できるだろうか」(90年11月朝日)

事務局長の黒木米男さん「15年もの裁判は大変な苦労があったはず。原告が喜んでいるならよかったと思う。(これからの交渉について) 行政が指導してくれるとありがたいのだが……。法給付を失うような示談をのむわけにいかない」(90年11月宮日)

会長の小笠原徳一さん「裁判がこんなに長くなるとは考えていなかった。さらに長びかずに解決したのはいいこと」(90年11月宮日)

会長の小笠原徳一さん「公健法を受けた人たちは、もっと多額の補償を受けちよる。わしらは、あっせんを受けたばかりに、公健法も受けれん。これでは不平等と思い、交渉を始めた。今回の和解内容に“見舞金”があると聞き、私たちも交渉の際、弾みになるのでは」(90年11月毎日)

11. 知事あっせん患者に公健法適用

<自主交渉の会>

小笠原徳一さん：「お上や会社に逆らうよりも……」と裁判に訴えることも行政不服を申し立てることもせず、行政と住友鋳の「誠意」を信じ続け、結果的には裏切られ続けたきたあっせん患者たち。それだけに、今回の行政措置に寄せた期待は小さくなった。(略) 公健法救済を受けることなく亡くなった患者の多さ。そして「今度こそ」の期待を裏切られ続けた数多くの生存患者。それは「あっせん」の存在が土呂久公害事件の被害者救済史にもたらした、取り返しのつかない“罪の部分”ではなかったか——。(91年5月西日本連載「行政救済その狭き道」)

小笠原徳一「県にすぎるだけです。私ら、基本的に行政を信じとります」「見舞金ももらっていないし、どうにかしてほしい。今さら住友を相手に裁判するわけにもいかん」「操業しなかった会社を相手に裁判で勝てるかどうか、よく分からなかった。裁判が終われば、住友鋳から何らかの面倒は見てもらえると聞いている。しかし、ずいぶん長い間、住友の人とは会っておりません」(91年5月朝日連載「棄てられた患

者たち)

工藤ツタエさんは佐藤ハツネさんと家が隣同士だ。しかし裁判には加わらなかった。土呂久が裁判に揺れ続けてきた15年間。2人の親しい付き合いは変わらなかったが、公害や裁判について話をするのは一切なかった。「給付はうれしい。でも、みんな平等に支給を受けたかった」と、ほかの仲間を思い気遣った。(91年5月西日本)

工藤ツタエさん「裁判は時間と金がかかる。延岡や宮崎まで行かなければいけない。裁判なんてとても」「騒ぎたてるのは嫌いだよ」(91年5月朝日連載「棄てられた患者たち」)

12. 自主交渉の会和解成立

<地の文>

鉦山の責任を追及して裁判に訴えた患者たちの一方で、裁判という公の場に出るのを嫌ったり、慢性ヒ素中毒の症状が重くても経済的な理由で裁判に加われなかった患者らが独自に自主交渉の会を結成。(91年10月西日本)

川原一之さんは「すべての患者が救済されなければ。土呂久公害は終わったと言えない」と言うものの「自主交渉の会の人たちは当初から独力で解決を目指した。私たちよそ者が入り込む余地はない」とも語る。よりどころのない自主交渉の会の患者たちにとって、時間の経過はさらに厳しさを募らせる結果となっている。(91年10月西日本)

自主交渉の会は昭和58年7月に結成された。地元町議や公民館の役員らが中心となって、49年に行政側のでこ入れでできた「明進会」が前身である。あくまでも「行政」を信頼し「恩義」にすがっていく姿勢は今も変わっていない。「裁判が終わったら面倒をみる」という住友金属鉦山の言葉を信じて今日まで至った。待ちわびていた和解の打診が、小笠原会長に届いたのは今年夏のことだ。和解は、すべて住友のペースで進んでいる。会員は和解の内容を全く知らない。小笠原会長も住友からいわれるまま、会員の委任状集めに走り回っただけだった。不安があっても自分たちから動くことはない。「金をもらってすべて終わりにしたい」と、会員は考える。見舞金として訴訟派は約4億6000万円受け取っているが、「もらわんでもしょうがない金だからいくらでもいい」と、小笠原会長は言い切る。鉦山で食べさせてもらった、という意識が会員間にはいまだに根強い。(91年12月宮崎日日連載「待ちわびた和解」)

<被害者の会>

鶴野キミエさん「(自分が裁判に加わらなかったのは)夫が提訴に踏み切った時、ムラの中で『裁判に勝ったら天と地がひっくり返る』とか『あそこの家では金欲しさに2人も裁判に加わるげな』と陰口をたたかれ、つらい目に遭った」(91年12月毎日)

佐藤トネさん「本当によかった。鉦毒にむしばまれた体は元通りにならないが、土呂久は昔のように平和になるのでは」(91年12月読売)

土呂久の約 50 戸ある集落（ムラ）のうち佐藤トネさんら訴訟組はわずか 7, 8 軒。小さなムラの中では少数派で、「役人や大企業の言うことには逆らえない」という“ムラの常識”に反した。「裁判なんか起こして、家も田畑もみんなのうなる」などと陰口をたたかれたこともあった。家の中でも訴訟派と非訴訟派に割れた例もあった。「つらい思いもしたが、町内外の支援者がいたからやってこれた」とトネさん。「でも終わってみれば、なにも言わなかった人は最後までだまされ続けた」。和解後、非訴訟派の見舞金は 1 人わずか 80 万円だった。（96 年 11 月毎日連載「語り継ぐもの」）

<自主交渉の会>

小笠原徳一さん「住友は、裁判の結果をみて、相応に対処する、と約束した。私たちは、このままでは取り残される。今でも住友側の連絡を待っている」「同じ被害者なのに、何かの救済があつてしかるべきでは」（91 年 11 月毎日）

自主交渉の会（小笠原徳一会長、88 人）に、住友金属鉾山からの連絡はいまだにこない。小笠原会長は「期待をもって連絡を待っているが……。住友金属鉾山はあまりにも無責任すぎる」と憤る。（91 年 11 月宮崎日日）

小笠原徳一さん「見舞金の額は、会員の期待には沿えなかったかもしれないが、もらえただけでもいい。住友側は責任を感じて見舞金を払ったはず。これ以上責任は問えません」「（公健法給付は）環境庁と住友の問題だが、継続されると弁護士は話しており、打切らないでほしい」（91 年 12 月宮崎日日）

小笠原徳一さん「（訴訟に加わらなかったのは）土呂久が公害の土地だと知れると、嫁の来てもなくなる。行政や会社に刃向かうより、お願いして、待っていた方が良いと思ったため」「私も年を取り、他の会員も病院通いで、健康の不安を訴えていた。早く解決したかった。これでようやく終わりましたね」（91 年 12 月毎日）

佐藤芳松さん「感想と言われても、大した喜びはないですよ」「当時は賃金も高かったし、何より地元で働く場があったわけでしょう。ある意味では感謝しているんです。親せきの中には裁判で闘った者もいるが、県や住友の言葉を信じて、我々はずっと今日までこの日を待っていた」（91 年 12 月 3 日新聞不明）

小笠原貞利さん「とにかくここに仕事がなかった。会社への恩義もあつたし、裁判をする気はなかった。見舞金名目で支払ってもらえば金額にはこだわらない。これで双方（訴訟派、自主交渉派）とも一段落したわけだし、ギスギスした付き合いが元のように戻ってくれば」（91 年 12 月 3 日新聞不明）

別の会員「住友鉾山に対する怒りは山ほどあるが、口に出してはいえない」「新婚当時から鉾山に勤め、それで一家の生活ができたし、2 人の子供を育ててきた。今さら、愚痴を言っても仕方がない。ただ、公健法の補償給付が継続されればいいんです」（91 年 12 月 3 日読売）

1 3. 無所属 18 人の和解成立

<地の文>

記者座談会 (91 年 12 月西日本)

- D 自主交渉派と訴訟派の患者の間には、対立というほどではないが、感情的なわだかまりがある。土呂久を歩くとよく分かる。
- B 第 1 陣の提訴は昭和 50 年 12 月だったが、地域の中には裁判に対して「お上に逆らって裁判なぞやるもんじゃない」「よく深い連中のやることだ」との声もあった。
- D 訴訟派と自主交渉派を比べると、ニュアンスは違うが、急進派と穏健派ということになるのか、自主交渉の会のあるお年寄りも、露骨に訴訟派を非難していた。
- C 逆に裁判で原告になった人たちの、自主交渉の会に対する批判もある。「人のフンドシで相撲をとってから……」と言い放つ人もいた。

(略)

- A 本来平和であるべきムラが、ヒ素汚染の補償をめぐる二つに割れたわけだね。
- C でも、表面上はそのような対立は見られない。土呂久の公民館には「和合一致」と書かれた額が掛けてあったが、あのような山村では、村落共同体というか、住民相互の助け合いがふかけつなわけだ。
- D 土呂久の人たちに、ほかの患者のことを聞くと、驚くほど何も知らない。公害のことで、近所の人と話すことはほとんどないようだ。

<被害者>

佐藤弘さん「(母サミさん) うちが初めから(会社の見舞金) あてにしていなかったの
で、そのままにしていたが、もらえると聞いたので話にのっただけ」(92 年 2 月朝
日)

佐藤トネさん「裁判で住友に責任があると主張してきたのに、今さら無いとは言えな
い。実際、責任を認める判決が 3 回も出ている」(92 年 2 月朝日)

大崎北美さん「(母の春恵さん=死亡) 抄本は東京、鹿児島などから取り寄せた。遺族も
和解に異存はなかった。さっぱりしましたよ」「(夫の袈裟蔵さん=死亡) 1 人が拒否
して頑張っても仕方がないからね。みなといっしょに(和解を) しようと思った」
(92 年 2 月毎日)

佐藤ハルヨさん「(夫の藤夫さん=死亡) 生前、夫は守る会の集会にも足を運んでいた
が、病気がひどくなって寝たきりになってからは、会を抜けた。生きていれば別なの
ですが、亡くなるとは(和解も) 仕方がないと思っています」(92 年 2 月毎日)

佐藤慎市さん「認定患者だった父(健蔵さん) を昭和 49 年に、母(タツ子さん) を同
52 年に亡くした。自分としては住友に責任があるとして裁判をしてきた。住友に
公害なしとする内容の和解申請にはどうしても印鑑は押せない」(92 年 2 月宮崎日
日)

松本愛子さん「私のおときも和解の見舞金について何ら相談もなかった。とてもそれでは満足していない。公健法を打ち切るようであれば、見舞金は今すぐにでも返したい気持ちです。公健法はぜひ継続してほしい。肝臓も悪く、入院もした。皮膚のかゆみで熊本県蘇陽町の病院まで通っている」(92年2月宮崎日日)